

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年八月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十五号

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例の一部を改正する条例

奈良県病院の人員の基準等及び病床の有効利用に関する条例（平成二十五年三月奈良県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。